

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
老人クラブ活動強化推進事業費補助金	(1)子育て支援活動及び地域における見守り活動を支援 (2)健康づくり（健康体操等の実施普及促進活動を支援）	■1老人クラブ当たり (1)→3,500円/月 (2)→ 500円/月		1/2  1/3 (政令・ 中核)	1/2  2/3 (政令・ 中核)		×	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
老人クラブ助成事業補助金	市町が老人クラブの活動費に助成する経費	■1クラブ当たり 3,500円/月額 ■1市町連合会当たり 均等→175千円/年額 会員→65円/人 ※特別事業額は厚生労働大臣が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3		△	厚生事務次官通知	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
老人クラブによる健康づくり・介護予防支援事業補助金	元気な高齢者が健康を保持し、生きがいを持って、生活することができるよう老人クラブが行う健康づくり・介護予防活動を支援	知事が必要と認めた額	1/3	1/3	1/3		△	・厚生事務次官通知 ・健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業費補助金	国民年金制度上、国籍要件などがあったために、国民年金の受給資格を得ることができなかった在日外国籍高齢者に対し給付金を支給する市町に助成	基準額 1人月額 16,670円		10/10			×	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費・社会福祉費	經常特定
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	国、都道府県、市町及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当（一部一般会計で実施する介護予防等の取組への充当も可）して、市町が行う市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実。	基準額	10/10				○	・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金実施要綱 ・保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定
低所得者に対する利用者負担額軽減事業	介護サービス事業者による低所得利用者に係る利用者負担軽減制度に要する費用の一部	基準額	1/2	1/4	1/4		△	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	地域における公的介護施設等の施設の整備事業を推進することを目的とする。	配分基礎額	10/10				○	地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱及び交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
地域支援事業交付金	市町が保険者として実施する地域支援事業に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付。市町は介護保険特別会計で受入れ。	基準額						・介護保険法 ・兵庫県地域支援事業県交付金交付要綱 ・地域支援事業交付金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	經常特定
①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業及び任意事業		(保険料負担)	25%	12.5%	12.5%	50%	☆					
			38.5%	19.25%	19.25%	23%						

2 健康福祉部所管(3) [少子高齢局関係]

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択 (算定) 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
介護保険災害臨時特例補助金	東日本大震災で被災した被保険者に対して市町(保険者)が行う利用者負担額の軽減等について補助	基準額	2/10		8/10		○	介護保険災害臨時特例補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
地域介護拠点整備事業補助金	地域における地域密着型の介護保険施設等の整備事業を推進することを目的とする。	配分基礎単価	2/3	1/3			▲	・地域医療介護総合確保基金管理運営要領 ・健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
介護給付費負担金	市町が保険者として給付する介護保険に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付する。 (市町は介護保険特別会計で受入)	基準額						・介護保険法 ・兵庫県介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費調整交付金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	経常特定
(施設等分)			20%	17.5%	12.5%	50%	☆					
介護給付費負担金(その他分)		(保険料負担)	25%	12.5%	12.5%							
介護給付費財政調整交付金	第1号保険者の格差を是正するため、後期高齢者割合や所得段階別分布状況に応じて調整交付金を交付		25%	12.5%	12.5%							
介護人材確保に向けた市町・団体支援事業	市町の実情に応じた人材確保事業に要する経費への補助	基準額	2/4	1/4	1/4		▲	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
低所得者保険料軽減負担金	市町が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減事業に要する経費のうち、法定で定められた国及び県の負担割合に相当する額を市町に交付する。(市町は一般会計で受入)	市町軽減負担額 (保険料基準額の0.05)×対象者数	50%	25%	25%		☆	・介護保険法 ・兵庫県介護給付費等負担金交付要綱 ・介護給付費等負担金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	経常特定
定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金	定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する事業者を対象に、事業者の参入障壁となっている人件費を助成	基準額 (1)R2年度以降に指定を受けた事業所 5,724~11,448千円 (2)R2年度以前に指定を受けた事業所		1/2	1/2		○	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
定期巡回サービス事業者参入促進事業補助金	定期巡回・随時対応サービスの開設に必要な事務所に係る賃借料を補助	基準額 (1)事業所あたり (2)2,520千円(開設から3年間を限度)		1/2	1/2		○	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課		民生費・老人福祉費	臨時特定
老人クラブ活動強化推進事業費補助金	高齢者のワールドマスターズゲームズ参加促進事業	基準額 定額25千円×2事業=1市町あたり50千円		10/10			×	・健康福祉部補助金交付要綱 ・老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	経常特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
訪問看護師・訪問介護員安全確保離職防止対策事業補助金	訪問看護師・訪問介護員がサービスを提供する際、利用者等からの暴力行為などの対策として2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者及び家族等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助	基準額 【算出式】 (市町が認めた2人体制でのサービス提供回数) × 補助基準単価		1/3	1/3	1/3	○	健康福祉部補助金交付要綱	高齢政策課	—	民生費・老人福祉費	臨時特定
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターに対する補助 小学校の臨時休校に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を支援した場合に生じる費用について補助 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点事業の実施に要する経費の一部を補助	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定(ハード分以外) 臨時特定(ハード分)
ひょうご放課後プラン推進事業(児童クラブ型) ※放課後児童健全育成事業	(1)放課後児童健全育成事業	基準額 (1)放課後児童健全育成事業 ■250日以上 ①1～19人 2,553千円-(19人-支援単位構成児童数)×29千円 ②20～35人 4,672千円-(36人-支援単位構成児童数)×26千円 ③36～45人 4,672千円 ④46～70人 4,672千円-(支援単位構成児童数-45人)×67千円 ⑤71人以上 2,917千円 ⑥開設日数加算 (年間開所日数-250日)×19千円 (1日8時間以上開所する場合) (年間開所日数は上限300日) ⑦長時間開設加算 (7) 平日分 (1日6時間を超え18時を越えて開406千円×時間 (4)長期休暇分 (1日8時間を超えて開設) 183千円×時間	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定(ただし、放課後子ども環境整備事業は臨時特定)

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
ひょうご放課後プラン 推進事業（児童クラブ 型）※放課後児童健全 育成事業（つづき）		■200～249日 ①運営費補助 20人以上→ 3,069千円 1～19人→ 1,726千円 ②時間開設加算 (1日6時間を超え18時を越えて開 406千円×時間)	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉	経常特定(た だし、放課後子ども 環境整備事業は臨 時特定)
ひょうご放課後プラン 推進事業（児童クラブ 型） ※放課後児童健全育 成事業	(2)放課後児童クラブ支援 事業  (3)放課後子ども環境整備 事業	(2)放課後児童クラブ支援事業 ①障害児受入推進事業 1,956千円  ②放課後児童クラブ運営支援事業 賃借料補助 3,066千円 移転関連費用補助 2,500千円 土地借料補助 6,100千円  ③放課後児童クラブ送迎支援事業 507千円 (3)放課後子ども環境整備事業 ①児童クラブ設置促進 (ア)通知別添2の3(1)③ 13,000千円 (イ)開所準備経費を含まない (ア)除き 12,000千円 (ウ)開所準備経費を含む (ア)除き 12,600千円  ②児童クラブ環境改善 (ア)通知別添2の3(2)③ ア 小学校の余裕教室を活用、 放課後子ども教室と一体実 2,000千円 イ 幼稚園、認定こども園等を 5,000千円 (イ)開所準備経費を含まない (ア)除き 1,000千円 (ウ)開所準備経費を含む (ア)除き 1,000千円  ③児童クラブ障害児受入促進 1,000千円 ④倉庫設備整備 3,000千円  (4)放課後児童支援員等処 遇改善等事業						・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉	経常特定(た だし、放課後子ども 環境整備事業は臨 時特定)
			1/3	1/3	1/3		☆					

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 の別 特定
ひょうご放課後プラン 推進事業（児童クラブ 型） ※放課後児童健全育成 事業	(5) 障害児受入強化推進事  (6) 小規模放課後児童クラ ブ 支援事業  (7) 放課後児童クラブにお ける要支援児童等対応推進  (8) 放課後児童クラブ育成 支援体制強化事業  (9) 放課後児童クラブ第三 者評価受審推進事業  (10) 放課後児童支援員キャ リアアップ処遇改善事業  (11) 放課後児童健全育成事	②①に加え、地域との連携、協力 等に主担当として従事する常勤職 員配置する場合 3,158千円  (5) 障害児受入強化推進事業 ①障害児を3人以上受け入れる場合 1,956千円 ②医療的ケア児を受け入れる場合 4,029千円  (6) 小規模放課後児童クラブ支援事 業 608千円  (7) 放課後児童クラブにおける要支 援児童等対応推進事業 1,294千円  (8) 放課後児童クラブ育成支援体制 強化事業 1,443千円  (9) 放課後児童クラブ第三者評価受 審推進事業 300千円  (10) 放課後児童支援員キャリア アップ処遇改善事業 ①放課後児童支援員を配置 131千円 ②概ね経験年数5年以上放課後児童 支援員で一定の研修を受講した者 263千円 ③②を条件を満たす概ね10年以上 の放課後児童支援員で、事務所長 的立場にある者を配置 394千円  (11) 放課後児童健全育成事業 ①新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時特別開所支援事業 11千円 ②新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時特別開所人材確保支援 21千円 ③新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時特別支援事業 36千円 ④新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時特別人材確保支援事業 26千円 ⑤新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時障害児受入推進事業 6千円	1/3	1/3	1/3	☆	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	経常特定(ただ し、放課後子ども 環境整備事業は臨 時特定)	

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市 町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
ひょうご放課後プラン 推進事業（児童クラブ 型） ※放課後児童健全育成 事業（つづき）	(12)新型コロナウイルス感 染症対策支援事業  (13) ICT化推進事業	⑥新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時障害児受入強化推進事 業 6千円 ⑦新型コロナウイルス感染症対策 臨時休業時医療的ケア児受入強化 12千円 ⑧新型コロナウイルス感染症対策 利用料減免事業 500円  (12)新型コロナウイルス感染症対 策支援事業 定員19人以下 300千円 定員20人以上59人以下 400千円 定員60人以上 500千円  (13) ICT化推進事業 500千円										
病児・病後児保育推進 事業補助金（病児保育 事業）	病児・病後児保育に要する 経費を補助	基準額 (1) 病児対応型 ①基本分 1か所当たり年額7,041千円 うち改善分 2,538千円 ②加算分 ・年間延べ利用者数ごと 1,000千円～38,000千円 ・送迎対応を行う看護師等雇上 5,400千円 ・送迎経費 3,634千円 ・研修参加費用 10千円 ③低所得者減免分加算 ・生活保護法による被保護者世 5千円×年間延利用人員 ・市町民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員 ④普及定着促進費 (ア)改修費等 4,000千円 (イ)礼金・賃借料 600千円 (事業開始の前年度又は 事業開始年度1回限り) (2) 病後児対応型 ①基本分 1か所当たり年額 5,189千円 うち改善分 2,225千円 ②加算分 ・年間延べ利用者数ごと 1,300千円～35,720千円 ・送迎対応を行う看護師等雇上 5,400千円 ・送迎経費 3,634千円 ・研修参加費用 10千円	1/3	1/3	1/3	☆	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	経常特定	
			1/3	1/3	1/3	☆	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	経常特定	

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受 益 者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
病児・病後児保育推進 事業補助金 (病児保育事業)	新型コロナウイルス感染症 対策支援事業	③低所得者減免分加算 ・生活保護法による被保護者世 5千円×年間延利用人員 ・市町民税非課税世帯 2,500円×年間延利用人員 ④普及定着促進費 (7)改修費等 4,000千円 (4)礼金・賃借料 600千円 (事業開始の前年度又は 事業開始年度1回限り) (3)体調不良児対応型 4,499千円 (実施期間が6月未満 2,249千円) (4)非施設型(訪問型) 7,280千円 (実施期間が6月未満 3,640千 (5)送迎対応 (1)、(2)及び(3)において、看護 師等又保育士を配置し、保育所等 において保育中に「体調不良」と なった児童に付設された専用ス ペース、又は本事業のための専用施 設で一時的に保育することを可能 とする。 新型コロナウイルス感染症対策支 援事業 300千円	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	経常特定
ひょうご保育料軽減事 業補助	保育料の軽減に要する経費 の一部を助成する	■第3子以降 0～2歳児 月額15千円を上限。 ただし、保育料の1/2と補助基準額 の低い方を限度とする。		10/10			×	令和3年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費 教育費・幼稚園 費・教育総務費	経常特定
		■第2子 0～2歳児 月額15千円を上限。 ただし、保育料の1/2と補助基準額 の低い方を限度とする。		1/2	1/2		×	令和3年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民生費 教育費・幼稚園 費・教育総務費	経常特定
		■第1子 0～2歳児 月額10千円を上限。 ただし、保育料の1/2と補助基準額 の低い方を限度とする。		1/2	1/2		×	令和3年度健康福祉部補助金 交付要綱	こども政策課	—	民生費 教育費・児童福祉 費・幼稚園費	経常特定
認定こども園整備事業	認定こども園の整備に必要な 経費の補助	基準額	1/2 または 2/3		1/4 または 1/12	1/4	▲	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・安心こども基金管理運営要 領	こども政策課	社会福祉施設整備事業 債・一般補助施設整備事 業債	民生費・児童福祉 費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
保育所緊急整備事業 (安心こども基金)	待機児童解消等のための創設や老朽改築による保育環境整備に要する費用の一部を補助	基準額	1/2 または 2/3		1/4 または 1/12	1/4	▲	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・安心こども基金管理運営要領	こども政策課	社会福祉施設整備事業債・一般補助施設整備事業債	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育所等整備交付金	保育所待機児童の解消を図るため、保育所等の整備に対し交付金を交付。	基準額	1/2 (2/3)		1/4 (1/12)	1/4 (1/4)	○	保育所等整備交付金交付要綱	こども政策課	社会福祉施設整備事業債	民生費・児童福祉費	臨時特定
			※待機児童解消加速化プランに参加する市町村が実施する事業については補助率2/3。									
賃貸物件による保育所等整備支援事業	定員増を図る施設において賃借料の実勢価格と公定価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している保育所等に乖離分を補助することで安定的な運営を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。		1/3	1/3	1/3	×	令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
放課後児童クラブ整備費補助事業	放課後児童クラブを実施するために必要な建物の創設、大規模改修等、倉庫設備設置のための経費を補助	基準額	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
			※一定の条件を満たす場合、国の補助率が嵩上げ。 (定員増を伴う整備等)									
病児・病後児保育施設整備費補助事業	病児・病後児保育事業を実施するための施設整備（創設・改築・拡張・大規模修繕）	基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援整備交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児又は幼児について、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	補助基準額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費 教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定
延長保育事業	市町以外の者が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所等における開所時間を超えた保育の実施に要する経費の一部を助成。 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	基準額 ①一般型（短時間・標準時間） ②訪問型（短時間・標準時間） 延長時間数で区分	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施 ICT環境整備経費、研修のオンライン化に必要なシステム導入経費の補助 研修受講、かかり増し経費及びマスクの購入等新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費を補助	補助基準額 (1)基本型 年額 7,604千円/1か所 (2)特定型 年額 3,075千円/1か所 (3)母子保健型 1市町あたり保健師等専門職員 4,497千円～14,209千円 (4)開設準備経費（改修費等） 4,000千円/1か所	2/3	1/6	1/6		☆	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定
保育体制強化事業	保育支援者を保育にかかる周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図る	補助基準額 (1)保育支援者の配置 100千円/月（1箇所につき） (2)児童の園外活動の見守り等 50千円/月（1箇所につき）	1/2	1/4	1/4		◇	・令和2年度健康福祉部補助金交付要綱 ・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育士資格取得支援事業（保育対策総合支援事業）※厚労省分	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な経費を助成	(1)認可外保育施設保育士資格取得支援	3/4		1/4		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・各メニューの実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
		(2)保育教諭確保のための保育士資格取得支援 ※政令指定都市及び中核市以外の市町は公立認定こども園のみ。私立認定こども園は、直接運営法人に助成。	(政令指定都市及び中核市)				○					
		(3)幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援 ※政令指定都市及び中核市のみ	(政令指定都市及び中核市以外の市町)				△					
		(4)保育所等保育士資格取得支援	1/2	1/2	1/2		○					
幼稚園教諭免許状取得支援事業（教育支援体制整備事業費交付金）※文科省分	幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な経費を助成。	(1)保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援 ※政令指定都市及び中核市以外の市町は公立認定こども園のみ。私立認定こども園は、直接運営法人に助成。	(政令指定都市及び中核市)				△	教育支援体制整備事業費交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
			1/2		1/2		△					
			(政令指定都市及び中核市以外の市町)				△					
保育士・保育所支援センター設置運営事業（保育対策総合支援事業）	保育士や保育所支援センターの設置に要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の支支出額を比較。 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育士・保育所支援センター設置運営事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育士宿舍借り上げ支援事業（保育対策総合支援事業）	保育士宿舍の借り上げに要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の支支出額を比較。 少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育士宿舍借り上げ支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
保育士試験による資格取得支援事業（保育対策総合支援事業）	資格取得に要する経費を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育士試験による資格取得支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
広域的保育所等利用事業（保育対策総合支援事業）	利用費等を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・広域的保育所等利用事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
家庭支援推進保育事業（保育対策総合支援事業）	家庭支援推進を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額と対象経費の実支出額を比較。少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・家庭支援推進保育事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育環境改善等事業（環境改善事業（病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業））（保育対策総合推進事業）	改善事業を支援することで、保育の環境整備をはかる。	(1) 基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較し、少ない方の額を選定。 (2) 上記(1)で選定した額に、補助率を乗じた額と都道府県が補助した額を比較。少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。	(政令指定都市及び中核市) 1/3   2/3 (政令指定都市及び中核市以外の市町) 1/3   1/3   1/3				○ △	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
子育て支援員研修事業（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）	保育分野及び地域子育て支援分野に関わる現任の職員 の質の向上を図る。	(1) 基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) 上記1により選定した額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。	1/2		1/2		○	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
職員の資質向上・人材確保等研修事業（子ども・子育て支援体制整備総合推進事業）	保育分野及び地域子育て支援分野に関わる現任の職員 の質の向上を図る。	(1) 基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) 上記1により選定した額に補助【交付対象事業】 ア. 保育の質の向上のための研修イ. 保育士等キャリアアップ研修ウ. 新規卒業者の確保、就業継続支援事業 エ. 多様な保育研修事業 オ. 放課後児童支援員等研修事業 カ. ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー研修事業 キ. 認可外の居宅訪問型保育研修事業	1/2		1/2		○	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定

2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
施設型給付事業（子どものための教育・保育給付費負担金）	認定こども園、幼稚園、保育所	給付費 公定価格(国基準による算定額) —利用者負担額(保護者の所得・入所(園)児童の年齢に応じて徴収する徴収金)	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定
地域型保育給付事業（子どものための教育・保育給付費負担金）	小規模保育事業などの運営費の一部を負担	給付費 公定価格(国基準による算定額) —利用者負担額(保護者の所得・入所(園)児童の年齢に応じて徴収する徴収金)	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	経常特定
実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園・保育所等の利用に際し要する実費への補助	基準額 ①給食費(新制度未移行園) 4,500円/月額 ②教材費・行事費等(1～3号認定)	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金要綱 ・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	臨時特定
多様な主体の参入促進・能力活用事業（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）	特別な支援を必要とする子どもを、認定こども園で受け入れる場合に要する経費への補助	基準額 【算出式】 65,300円×月当初在籍対象児童数への補助	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金要綱 ・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
多様な主体の参入促進・能力活用事業（新規参入施設等への巡回支援）	教育・保育施設等への新規参入事業者に対して、事業経験者を活用した巡回支援に要する経費への補助	基準額 1施設 400千円/年額	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助金要綱 ・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等整備に要する経費（地域子育て支援拠点事業所、子育て支援のための拠点施設、利用者支援事業所）児童厚生施設整備に要する経費	基準額 一般	1/2		1/2		○	厚生労働事務次官通知（次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱）	こども政策課	社会福祉施設整備事業債	民生費・児童福祉費	臨時特定
地域少子化対策重点推進交付金	市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの地方自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援。	基準額 (1)政令指定都市・中核市・特別区 —市区あたり/1,500万円  (2)(1)以外の市町 —市町あたり/ 750万円	1/2 (2/3)		1/2 (1/3)		△	令和3年度健康福祉部補助金	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
結婚新生活支援事業	市町が実施する、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策に係る経費の一部を補助	基準額 300千円/1世帯あたり	1/2		1/2		△	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・令和3年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・社会福祉費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
認定こども園整備事業 (認定こども園施設整備 交付金)	認定こども園の整備に必要な 経費の補助	基準額	1/2		1/4	1/4	△	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・認定こども園施設整備交付 金交付要綱	こども政策課	—	民生費・社会福祉 費	臨時特定
被災した子どもの健康・生活 対策等総合支援事業（保育料減 免事業）	東日本大震災に伴い保育料等 を減免した市町への補助	定額（保育料相当額）	10/10				○	被災者支援総合交付金交付要 綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
保育所等改修費等支援 事業（保育対策総合支 援事業）	賃貸物件による保育所、小 規模保育及び家庭的保育事 業等の改修等を支援すること で、保育の受け皿の拡充及 び環境整備を図る。	基準額と対象経費の実支出額を 比較して、少ない方の額と、総事業 費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較。少ない額を選 定。上記により選定した額に補助 率を乗ずる。	1/2 (2/3)		1/4 (1/12)	1/4 (1/4)	○	・保育対策総合支援事業費補 助金交付要綱 ・保育等改修費等支援事業実 施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
医療的ケア児保育支援 事業（保育対策総合支 援事業）	保育所等において医療的ケ ア児の受入れを可能とする ための体制の整備。 医療的ケア児保育支援者を 配置し、管内の保育所への 医療的ケアに関する支援・ 助言や、喀痰吸引等研修の 受講等を奨励するほか、市 町において医療的ケア児の 受入れ等に関するガイドラ インを策定することで、安 定・継続した医療的ケア児 への支援体制を構築する。	基準額と対象経費の実支出額を 比較して、少ない方の額と、総事業 費から寄付金その他の収入額を控 除した額とを比較し、少ない額を選 定。上記により選定した額に補 助率を乗ずる。	1/2	1/4	1/4		△	・令和3年度健康福祉部補助 金交付要綱 ・保育対策総合支援事業費補 助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	経常特定
地域における多様な集 団活動事業の利用支援 事業（多様な事業者の 参入促進・能力活用事 業（地域における小学 校就学前の子どもの対 象とした多様な集団活 動事業の利用支援））	地域や保護者のニーズに応 えて地域において重要な役 割を果たしている、小学 校就学前の子どもの対象と した集団活動について、当 該集団活動を利用する幼児 の利用料の一部を給付	基準額 対象幼児1人当たり月額20,000円	1/3	1/3	1/3		☆	・令和3年度健康福祉部補助 金要綱 ・子ども・子育て支援交付金 交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
保育士等処遇改善臨時 特例交付金	新型コロナウイルス感染症 への対応と少子高齢化への 対応が重なる最前線にお いて働く、保育士・幼稚園 教諭等及び放課後児童支援 員等の処遇の改善のため、賃 上げ効果が継続される取組 を行うことを前提として、 令和4年2月から収入を 3%（月額9,000円）引き 上げるための措置を実施	基準額	10/10				○	・令和3年度保育士等処遇改 善臨時特例交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	主に臨時特定
DV・女性保護対策等支 援事業費補助金	婦人相談活動費・婦人相談 員手当	基準額	1/2		1/2		○	売春防止法第40条配偶者から の暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律第28条の2	児童課	—	民生費・社会福祉 費	経常特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分類 (款) (項)
母子父子寡婦福祉資金 償還事務費市交付金	条例による事務処理の特例 により市が処理する事業費	基準額 638千円		10/10			×	令和3年度健康福祉部補助金 交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定
特別児童扶養手当事務 取扱交付金	条例による事務処理の特例 により市が処理する事業費	基準額 1,852円	10/10				○	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律第14条	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定
児童入所施設措置費等 国庫(県費)負担金	母子生活支援施設、助産施設 入所(措置)児童の保護 費	基準額	1/2	1/4	1/4		☆	児童福祉法第53条、第55条	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定
児童手当交付金 (国), 児童手当県費負担金	児童手当支給に要する費用	(1)0歳～3歳未満 1.被用者に対する交付 2.被用者でない者に対する交付 ※事業主負担を含む (2)3歳以上～ 中学校修了前 (3)所得制限限度額以上	※37/45 2/3	4/45 1/6	4/45 1/6		☆	児童手当法第18条、児童手当 県費負担金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定
児童扶養手当支給費国 庫負担金	児童扶養手当支給に要する 経費	(1)第1子(全部支給) #(一部支給) 10,120～42,900 (2)第2子加算(全部支給) #加算(一部支給) 5,070～10,130 (3)第3子加算(全部支給) #加算(一部支給) 3,040～6,070	1/3		2/3		○	児童扶養手当法第21条、児童 扶養手当交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定
母子家庭等対策総合支 援事業	母子家庭等の子育て生活、 就業支援等に要する経費  (1)母子家庭等就業・自立 支援事業 (2)ひとり親家庭等日常生 活支援事業 (3)高等職業訓練促進給付 金等事業 (4)ひとり親家庭高等学校 卒業程度認定試験合格支援 (5)母子・父子自立支援プ ログラム策定事業 (6)ひとり親家庭への総合 的な支援のための相談窓口 の強化事業 (7)離婚前後親支援モデル 事業 (8)社会保障・税番号制度 に係る情報連携体制整備事 業 (9)感染防止に配慮したひ どろ親家庭等相談支援体制 強化事業 (10)ひとり親家庭等に対す るワンストップ相談体制強 化事業 (11)ひとり親家庭等生活向 上事業(子どもの生活・学 習支援事業(新型コロナウイルス の感染拡大防止対策 を目的とするものに限 る。)(追加分))	基準額	1/2	1/4	1/4		○	母子家庭等対策総合支援事業 費国庫補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	經常特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者					地方債	歳出目的別 分 類 (款) (項)
子育て短期支援事業	家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由などで緊急一時的に母子を保護することが必要な場合、児童養護施設やその他の施設にて養育・保護を一定期間行う。	(1)「対象経費の支出額」から「寄付金その他の収入額」を控除した額を算出。 (2)(1)により算出した額と「子育て支援特別対策事業実施要綱」の別表「特別対策事業」の2の別紙6の8「子育て短期支援事業」の「4補助基準額」に定める額を比較し少ない方の額の2分の1の額を補助するものとし、かつ予算の範囲内とする。	1/3	1/3	1/3		◇	・令和3年度健康福祉部補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
児童虐待防止対策支援事業	児童相談所等における児童の安全確認等のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発、児童虐待防止対策強化のための資質向上を図る。	基準額	1/2		1/2			○	児童課	—	民生費・児童福祉費	システム改修以外 →經常特定  システム改修分 →臨時特定
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の調整機関や、構成する関係機関の専門性強化、連携強化を図ること等により児童虐待の発生の予防、早期発見・対応に資する。	基準額	1/3	1/3	1/3		◇	令和3年度健康福祉部補助金交付要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	經常特定
業務効率化推進事業 (保育等におけるICT化推進事業) ※保育対策総合支援事業	保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図る。	保育業務支援システム導入経費 1,000千円以内/1か所当たり	1/2		1/4	1/4		○	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
都市部における保育所等への賃借料支援事業 ※保育対策総合支援事業	賃借料の実勢価格と公定価格の賃借料加算の収入額が乖離している保育所等に乖離分を補助することで安定的な運営を図る。	基準額と対象経費の支支出額を比較して、少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない額を選定。上記により選定した額に補助率を乗ずる。	1/2		1/4	1/4		△	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育人材等就職・交流支援事業 ※保育対策総合支援事業	新規資格取得者の確保、就業継続支援、離職者の再就職支援を行い保育人材等の確保を図る。	基準額 11,667千円/1市町村当たり	1/2		1/2			○	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
若手保育士や保育従事者への巡回支援事業 ※保育対策総合支援事業	若手保育士及び保育事業者を対象とした巡回相談を行うことで、保育人材の確保を図る。	基準額 (1)若手保育士への巡回支援 4,064千円/1市町当たり  (2)保育事業者への巡回支援 4,064千円/1市町当たり	1/2		1/2			○	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育環境改善事業	既存施設が定員拡大に要する備品等の経費を補助することで、安心して保育できる環境の維持・向上を図る。	基準額 2,000千円/1か所当たり		1/3	1/3	1/3		×	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
保育定員弾力化緊急支援事業	既存施設の定員の弾力化により、受入人員の拡大を行う場合に必要の備品購入などの経費の補助を行う。	基準額 受入人員1人当たり@200千円 ※但し10人を上限とする		1/3	1/3	1/3	×	令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
3歳児受入れ等連携支援事業 ※保育対策総合支援事業	保育所等と家庭的保育事業者等との連携を図り、3歳児到達時の児童の保育所等への円滑な入所を図る。	基準額 4,549千円/1か所当たり	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・3歳児受入れ等連携支援事業実施要領	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
保育環境改善等事業（環境改善事業（安全対策事業）） ※保育対策総合支援事業	改善事業を支援することで、保育の環境整備をはかる。	基準額 500千円以内/1施設あたり	1/2		1/4	1/4	○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
企業主導型保育事業促進事業	地域枠定員を2人以上設ける場合に必要の保育用品の購入に要する経費を補助	(1)基準額（地域枠定員1人当たり200千円（但し10人を上限））に4/5を乗じて得た額と、市町が補助した額を比較して少ない方の額を選定。 (2)選定された額に1/2（補助率2/5相当）を乗じて得た額とする。		2/5	2/5	1/5	×	令和3年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
子育てのための施設等利用給付費負担金（子育てのための施設等利用給付費交付金）	子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用費を支給 (1)新制度未移行幼稚園・特別支援学校 (2)預かり保育施設 (3)認可外保育事業 (4)一時預かり事業 (5)病児保育事業 (6)子育て援助活動支援事業	(1)上限 25,700円（3～5歳） (2)上限 11,300円（3～5歳） (3)～(6)上限 37千円（3～5歳） 上限 42千円（0～2歳）	2/4	1/4	1/4		☆	子ども・子育て支援法	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定
保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（保育対策総合支援事業）	保育所等の質の確保・重大事故の防止を図るための研修の実施及び巡回支援指導員を配置することで安全安心な保育を確保する。	基準額 研修開催経費 302千円/1研修	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補助金交付要綱 ・保育所等の質の確保・向上のための取り組み強化事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
		巡回指導員配置 4,602千円/1人ごと	1/2	1/4	1/4		△					
幼児教育・保育無償化実施円滑化事業	幼児教育・保育の無償化の導入に伴い発生する市町の事務費およびシステム改修費を補助	知事が認めた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較。少ない方の額を補助額とする。	10/10				△	令和2年度健康福祉部補助金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・教育総務費	臨時特定
子ども・子育て支援交付金	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費を補助	補助基準額	10/10				○	・子ども・子育て支援交付金交付要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉費・教育費・幼稚園費・教育総務費	経常特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定） 基 準	負 担 割 合				交付の方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
保育補助者雇上強化事業 ※保育対策総合支援事業	保育補助者を雇い上げるこ とにより保育士の業務負担 を軽減し、保育士の離職防 止を図り、保育人材の確保 を図る。	基準額と対象経費の実支出額を比 較。少ない方の額と、総事業費か ら寄付金その他の収入額を控除し た額とを比較し、少ない額を選 定。上記により選定した額に補助	3/4		1/4		○	・保育対策総合支援事業費補 助金交付要綱 ・保育補助者雇上強化事業実 施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
保育利用支援事業 ※保育対策総合支援事業	育児休業終了後の入所予約 の仕組みを設ける。	基準額と対象経費の実支出額を比 較。少ない方の額と、総事業費か ら寄付金その他の収入額を控除し た額とを比較し、少ない額を選 定。上記により選定した額に補助	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補 助金交付要綱 ・保育利用支援事業実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
保育環境改善等事業 (安全対策事業のうち 新型コロナウイルス感 染症対策対策支援事 業) ※保育対策総合支援事 業	保育所等における新型コロ ナウイルスの感染拡大防止 を図るための消耗品購入、 施設等の消毒等、かかり増 し経費に対する支援を行 う。	基準額 定員19人以下 300千円 定員20人以上59人以下 400千円 定員60人以上 500千円	1/2		1/2		○	・保育対策総合支援事業費補 助金（保育改善等環境等事業 等（令和2年度第3次補正予 算分））交付要綱 ・保育対策総合支援事業費補 助金（保育改善等環境等事業 等（令和3年度補正予算 分））交付要綱 ・保育環境改善等事業実施要 綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
保育所等業務効率化指 針事業（保育所等にお けるICT化推進等事 業） ※保育対策総合支援事 業	保育所等における業務のI CT化、病児保育事業等にお ける予約手続き等のICT 化等を図る。	基準額 ・保育所等のICT化 1施設当たり1,000千円 ・通訳・翻訳機器購入 1施設当たり150千円 ・病児保育のICT化 1施設当たり1,000千円	1/2		1/4 (公立施 設1/2)	1/4	○	・保育対策総合支援事業費補 助金（保育改善等環境等事業 等（令和2年度第3次補正予 算分））交付要綱 ・保育所等業務効率化指針事 業（保育所等におけるICT 化推進等事業）（令和2年度 第3次補正予算分）実施要綱	こども政策課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
兵庫県病児保育士処 遇改善事業	病児保育に関する研修を受 講した病児保育士の処遇改 善を実施する市町へ必要経 費の一部を補助	○保育士が2名以上の場合：施設 1箇所あたり10,000円/月 ○保育士1名の場合：施設1箇所 あたり5,000円/月		1/2	1/2		×	兵庫県病児保育士処遇改善事 業要綱、令和3年度健康福祉 部補助金交付要綱	こども政策課		民生費・児童福祉 費	経常特定
母子家庭等対策総合支 援事業費国庫補助金 (ひとり親世帯臨時特 別給付金給付事業費 分)	ひとり親世帯臨時特別給付 金支給に要する費用	支給要領に基づき支給決定を行っ た額の合計額	10/10				○	母子家庭等対策総合支援事業 費国庫補助金（ひとり親世帯 臨時特別給付金給付事業費 分）交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
母子家庭等対策総合支 援事業費国庫補助金 (ひとり親世帯臨時特 別給付金給付事務費 分)	ひとり親世帯臨時特別給付 金支給に要する経費	基準額と対象経費の実支出額とを 比較して、少ない方の額を選 定し、それと、総事業費から寄付金 等の収入額を控除した額とを比較 し、少ない方の額	10/10				○	母子家庭等対策総合支援事業 費国庫補助金（ひとり親世帯 臨時特別給付金給付事務費 分）交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
ひとり親世帯臨時特別 給付金給付事務費補助 事金	ひとり親世帯臨時特別給付 金支給に要する経費	基準額と対象経費の実支出額とを 比較して、少ない方の額を選 定し、それと、総事業費から寄付金 等の収入額を控除した額とを比較 し、少ない方の額	10/10				△	令和3年度健康福祉部補助金 交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定
子育て世帯への臨時特 別給付金給付事業費補 助金	子育て世帯臨時特別給付金 支給に要する費用	支給要領に基づき支給決定を行っ た額の合計額	10/10				○	子育て世帯への臨時特別給付 金給付事業費補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉 費	臨時特定

## 2 健康福祉部所管（3）〔少子高齢局関係〕

補助金等の名称	対象事務・事業の内容	採 択（算定）基 準	負 担 割 合				交付の 方法	根 拠 法 令 等	主 管 課	地方負担額に対する 財政措置	備 考	
			国	県	市町	受益者				地 方 債	歳出目的別 分 類 (款) (項)	経常 臨時 一般 特定 の別
子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	子育て世帯臨時特別給付金支給に要する経費	基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定し、それと、総事業費から寄付金等の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額	10/10				○	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金交付要綱	児童課	—	民生費・児童福祉費	臨時特定
令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の実施に必要な経費（事業費及び事務費）	基準額	10/10				○	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付要綱	児童課		民生費・児童福祉費	臨時特定